平成２５年（フ）第１６号
岡山市北区富原1182番地
債務者　山脇　清美
1　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７２号
静岡市葵区東千代田２丁目20番１号
債務者　小澤　菊枝
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７２号
東京都世田谷区南烏山２丁目８－１－618
債務者　加藤　　孝
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２号
静岡県磐田市緑ケ丘21番９号、前住所静岡県浜松市東区天王町929番地の２
債務者　亀山　　修
1　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
静岡県磐田市緑ケ丘21番９号、前住所静岡県浜松市東区天王町929番地の２
債務者　亀山寿美子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６９２９号
大阪市淀川区三国本町２丁目３番27号
債務者　松本智佳子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９３号
大阪市港区夕凪２丁目14番20号　織田ビル201号
債務者　中村　義孝
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２１７号
茨城県土浦市荒川沖４番地47
破産者　有限会社Ｋ’ｓコンサインメント
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第７号
群馬県前橋市西片貝町３丁目198番１号石倉マンション103号、開始決定時の住所群馬県前橋市茂木町1189番地６
破産者　大屋　　勇
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３１６号
群馬県伊勢崎市東小保方町4068番地18
破産者　株式会社グローバルメディア
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３６５号
千葉県印西市木刈１丁目７番地10、開始決定時の住所千葉県佐倉市上座36番地７
破産者　佐藤　晃三
1　決定年月日　平成25年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１８４号
茨城県つくば市春日３丁目３番地19
破産者　株式会社ジェミック
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１８５号
茨城県土浦市国分町２番28号
破産者　有限会社ＣＩＬ
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第８５４８号
東京都千代田区神田練塀町73番地
破産者　アイ・ヴォヤージュ株式会社
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４２０号
横浜市中区常盤町４丁目39番新常盤ビル５階
破産者　株式会社葵
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１２９号
横浜市都筑区中川中央１丁目24番20号　スタジオフラットＩ402、商業登記簿上の本店所在地横浜市中区常盤町４－39
破産者　株式会社ピュアサウンド
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６６２９号
大阪市北区西天満５丁目10番17号西天満パークビル
破産者　株式会社オーシャンフリー
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６３０号
大阪市北区西天満５丁目10番17号
破産者　株式会社エスエルアイ
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６３１号
大阪市北区西天満５丁目10番17号
破産者　株式会社リアルグランテート
1　決定年月日　平成25年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部